

Weekly Report

第 772 号

令和6年11月18日

iDeCoのポイントと12月施行の改正

iDeCo（イデコ、個人型確定拠出年金）は、加入者自身が掛金を拠出して運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受け取れる私的年金制度で、現在約344万人（本年9月時点）が加入しています。

◆iDeCo（イデコ）のポイント

iDeCoは基本的に20歳以上65歳未満の国民年金被保険者（60歳以上の方は第2号被保険者又は任意加入被保険者が対象）が加入できます。拠出できる掛金の上限額は被保険者種別などの加入区分によって異なり、その範囲内で金融機関（運営管理機関）が提示する運用商品を選択し、運用します。

資産の運用は自身の責任で行い、原則として60歳まで引き出すことはできませんが、①掛金は全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象、②運用益は非課税で再投資、③受給時に年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象といった税制の優遇措置があります。

◆本年12月に施行される主な制度改正

本年12月からiDeCoの制度改正により、次のような見直しを実施されます。

◎企業年金加入者の拠出限度額の変更……確定給付企業年金（DB）等の他制度に加入している方について、iDeCoの拠出限度額（現行1.2万円）を2万円に上げます。ただし、各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度の掛金相当額の合計が3.5万円を超える場合、限度額は減額となります。

◎加入時等の事業主証明書の廃止等……iDeCo加入時や転職時における「事業主証明書」の発行や、年1回の現況確認を廃止します。

住宅ローン控除の手続きは「調書方式」に移行

住宅ローン控除の適用に係る手続きは、納税者が金融機関等（住宅ローン債権者）から交付を受けた年末残高証明書を確定申告又は年末調整の際に提出する「証明書方式」でしたが、金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、税務当局から納税者に住宅ローンの年末残高情報を提供する「調書方式」に移行する改正が行われています。

改正は経過措置により、システム改修等の対応が完了した金融機関等から順次、調書方式に移行することとなっており、令和6年1月以降に住宅に居住した方の確定申告から運用が開始されず（調書方式に移行していない場合は従来どおり）。

高齢雇用継続給付の支給率が変更

高齢雇用継続給付は、65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的とし、賃金が60歳到達等時点と比較して75%未満に低下している60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者に対して給付金を支給する制度です。

各月に支払われた賃金の低下率に応じて支給率が設定され、賃金の15%が上限となっていますが、60歳に達した日（被保険者期間が5年未満の場合は5年を満了日）が令和7年4月以降の方は支給率が変わり、賃金の10%が上限となります。